

## タクシー利用券の申請・交付に関する Q & A

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>Q1</b> | 申請書のほか、障害者手帳の写しを同封する必要がありますか。                                                                                                                                                                                                                                             |
| <b>A1</b> | 障害者手帳の写しを同封する必要はありません。<br>※那須塩原市以外の自治体による障害福祉サービス費や介護保険サービス費の給付を受けて市内の福祉施設等に入所している方(市内に住所を有している方)については、手帳情報を把握していないため、手帳の写しを同封してください。                                                                                                                                     |
| <b>Q2</b> | 返信用封筒に切手を貼る必要がありますか。                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <b>A2</b> | 切手は不要です。お近くのポストに切手を貼らずに投函してください。                                                                                                                                                                                                                                          |
| <b>Q3</b> | 簡易書留で受け取ることができなかった場合、どうすればよいですか。                                                                                                                                                                                                                                          |
| <b>A3</b> | 配達時にご不在によりお受け取りできなかった場合、郵便局に持ち帰りとなりますので、郵便局が発行した不在連絡票をご確認の上、郵便局における保管期間内(約1週間)に再配達を依頼するか、不在連絡票にて指定されている郵便局にてお受け取りください。<br>郵便局の保管期間が過ぎた場合は、利用券は市役所へ戻されます。申請者において郵便局に確認していただき、戻っていることが確認できれば、市役所窓口にて交付することができますので、事前に裏面の問合せ先へ連絡してください。<br>なお、市役所へ戻ってきた利用券については、再度の郵送はできません。 |
| <b>Q4</b> | タクシー利用券を別の住所(一時的な住まいや別居の家族宅など)に郵送してほしいのですが。                                                                                                                                                                                                                               |
| <b>A4</b> | 交付申請書の下部太枠内に希望送付先の住所を記入してください。本人以外が受け取る場合は、代理人等の氏名、電話番号及び申請者との関係も記入してください(代理人本人の署名である必要はありません。)                                                                                                                                                                           |
| <b>Q5</b> | (申請者又は代理人が)窓口でタクシー利用券を受け取ることはできますか。                                                                                                                                                                                                                                       |
| <b>A5</b> | 希望により窓口にて交付することも可能ですが、申請書の受付及び利用券の交付は、 <u>4/1(水)以降</u> となります。<br>その際、 <u>送付した申請書及び障害者手帳を持参してください</u> 。窓口にて、交付できることが確認できた場合、受領のサインをいただきます(印鑑は不要)。                                                                                                                          |
| <b>Q6</b> | 例年、相談支援専門員やケアマネジャーなどに障害者手帳を預け、代理で窓口にて申請してもらっていたのですが、どうしたらよいですか。                                                                                                                                                                                                           |
| <b>A6</b> | 窓口にて申請する必要がなくなったため、申請書に必要事項を記載し、同封した返信用封筒にてお近くのポストに投函してください(手帳の写しの同封は不要です。)。なお、相談支援専門員やケアマネジャーなどが窓口にて受取りを希望する場合は、送付した申請書及び障害者手帳が必要となります。                                                                                                                                  |
| <b>Q7</b> | 令和8年度の「車椅子タクシー利用券」を新規で申請したい(令和7年度は未交付)のですが、申請書が同封されていません。申請書を自宅へ郵送してくれますか。                                                                                                                                                                                                |
| <b>A7</b> | 車椅子タクシー利用券の申請書については、令和7年度に車椅子タクシー利用券の交付を受けた方にのみ同封しています。交付対象者の場合は、申請書を郵送しますので、希望する場合は、裏面の問合せ先へ連絡してください。ただし、申請書の提出日によって交付時期は異なるため、3月中に交付できない場合があります。<br>※交付対象者については、裏面でご確認ください。                                                                                             |

## 別紙

### <タクシー利用券の概要>

| 券の種類       | 内容                                                  | 対象                                                                      |
|------------|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 福祉タクシー利用券  | 福祉タクシーで料金の支払いに利用できる券<br>月額 2,900円分<br>(年額 34,800円分) | 次の手帳を持っている人<br>・身体障害者手帳 1級～3級<br>・療育手帳 A、A1、A2<br>・精神保健福祉手帳 1級、2級       |
| 車椅子タクシー利用券 | 車椅子タクシーで料金の支払いに利用できる券<br>年額 15,000円分                | 福祉事務所から車椅子の支給決定を受けた人<br>※介護保険を利用して車椅子をレンタルしている方や自費でレンタル・購入した方は対象外となります。 |

### <問合せ先>

社会福祉課 障害福祉係[本庁(黒磯)]

西那須野庁舎 福祉担当

塩原庁舎 福祉担当

箒根出張所

TEL 0287(62)7026

TEL 0287(37)6231

TEL 0287(32)2912

TEL 0287(35)2511